

「第11回 議会報告会・市民との意見交換会」での、市民からのご意見への行政の回答

<p>Q. 【知立駅高架事業の自転車駐輪場の場所の検討について】 まだ10年先のことでありますが、市民は自転車置場の場所をどこにするか注目していますが、多分名鉄の高架下になると思いますが、今からでも早いとは思いますが？。相手（名鉄）もあることでもあり検討してください。市民（利用者等）は大きな関心を持っていますので、納得のいく場所を決定すべくお願いします。</p>	
1	<p>回答所管課 土木課 都市開発課</p> <p>【土木課】 名鉄知立駅付近連続立体交差事業により知立駅が高架化された時、高架下空間の利用については、今後、高架事業の担当部署がその利用に関する検討会を立ち上げる予定になっています。（時期等は未定。） その会の中で、高架下空間の利用形態の一部として駐輪場の設置も検討していくこととなります。</p> <p>【都市開発課】 高架下利用に関しては、駐輪場合め行政および市民が必要とされている施設を考慮し計画していきたいと考えます。 高架下が利用出来るのは鉄道高架事業が完了する平成35年前後となりますが、適切な時期を捉え検討に入りたいと思っております。</p>

<p>Q. 【知立駅南口改札口の早期利用可能について】 現在名鉄知立駅の南側の利用は踏切を利用していますが、南口が利用できれば、市民の大きな利便性を受けることができる。電車利用市民は心待ちにしています。早期実現されたい。</p>	
2	<p>回答所管課 都市開発課</p> <p>現在、駅部では三河線の仮線ホーム2、3番線の工事が進められており平成27年3月頃には仮線2、3番線が切り替えられる予定となっています。 駅南改札口につきましては、仮線2、3番線が切り替わる同時期に開設出来る様、愛知県及び鉄道事業者との調整を図っております。</p>

<p>Q. 【暮しの件】 知立小学校の給食車の出入場所の件、狭まくて園児が通るので危ないです。何とかできないでしょうか。その前に用水が流れていて蓋がしてないので危ないです。何とかありませんでしょうか？</p>	
3	<p style="text-align: center;">回答所管課 土木課</p> <p>ご意見のありました知立小学校の北側道路につきましては、道路幅員約3.5mで北側に隣接して幅約1.5mの排水路がある生活道路となっております。また、この知立小学校周辺の他の道路におきましても、この道路と同様に幅員が狭い生活道路となっており、通過車両が入りにくい住宅地となっております。当該道路の土地利用状況は、建物等が敷地いっぱい建っており、道路の拡幅につきましては、難しいものと考えます。</p> <p>市内に存する排水路につきましては、基本的に清掃などの維持管理上、蓋の設置はしておりません。ただし、排水路に隣接する道路が通学路に指定されていたり、特に歩行者利用が多い道路沿いの排水路につきましては、蓋を設置する場合がありますが、要望される道路につきましては該当しておりません。</p> <p>したがいまして、道路の拡幅及び排水路への蓋の設置については、今のところ計画はありません。</p>

<p>Q. 【介護保険制度の改訂の方向について】 雰囲気的には使いにくい制度になるようすがどうか。</p>	
4	<p style="text-align: center;">回答所管課 長寿介護課</p> <p>平成27年度からの介護保険制度改正の主な内容は次のとおりです。</p> <p>(1) 保険料の軽減強化 第1・2段階の人の負担率が0.5から0.3に引き下げられます。</p> <p>(2) 利用者負担2割 単身者の場合年金280万円以上・夫婦の場合年金359万円以上の人(世帯)は利用者負担が1割から2割の引き上げられます。</p> <p>(3) 高額介護サービス費 現役並所得者については、1ヶ月当たり的高額介護サービス費の自己負担額が37,200円から44,400円に引き上げられます。</p> <p>(4) 補足給付の見直し 単身世帯では預貯金1,000万円、夫婦世帯では2,000万円超る世帯では補足給付の対象外となります。</p> <p>(5) 特養入所要件 特別養護老人ホームへの入所は原則として要介護3以上の人となります。</p> <p>(6) 総合支援事業 要支援1・2の人の訪問介護と通所介護が総合支援事業に組み替えとなります。</p> <p>若い世代の多くの負担により制度が維持されている中で、現役世代と同等以上の収入や資産を持つ高齢者には相応の負担をお願いすることになると思われます。</p>

<p>Q. 【ミニバス（4コース）について】</p> <p>JR野田新町駅北口をよく利用しますが、JRのダイヤとミニバスのダイヤの調整があまりできていない様に思います。（特に6便、7便は野田新町駅北口にミニバスの停車時間を3分のばせば上り（豊橋方面）の普通に接続できるのです。ミニバスが発車した後、1分後に上り普通が到着します。）たかだか1本と思えるかもですが、重要だと思います。3分間の停車でミニバスの時刻も大きく変えることはないので実施可能かと思います。ミニバスのダイヤは何を基準にして作成しているのでしょうか？名鉄知立駅は本線で本数がありますが、野田新町駅・東刈谷駅は昼間は毎時3本という時間帯もあります。知立市内の駅ではありませんが、重要だと思います。</p>	
5	<p>いつもミニバスをご利用頂きありがとうございます。</p> <p>駅は電車とバス及びタクシー等交通機関の乗り換えの結節点であり、ご意見のとおり乗り換えがスムーズであれば利便性が向上することについてはよく理解できます。</p> <p>しかし、知立のミニバスは5コース全てが知立市の中心である知立駅を発着点として各方面を周ってくる巡回コースとしています。知立駅構内では他の路線バスともあわせ非常に混雑しており、1つの路線のダイヤ改正が全体のバランスを崩すことも考えられます。</p> <p>また、ミニバスは知立駅、野田新町駅以外に知立市内の牛田駅、重原駅、刈谷市内の東刈谷駅、豊田市内の三河八橋駅の各駅にも停車しており、同じように取り扱わなければいけませんし、電車はJR、名鉄共に定期的にダイヤの改正を行なっています。</p> <p>これらのことを考えますと、電車のダイヤに合わせたミニバスのダイヤの改正は無理があると考えますのでご理解下さい。</p>
	<p>回答所管課 まちづくり課</p>

<p>Q. 【知立市のふるさと納税について】</p> <p>知立市において鉄道高架事業等、多額の資金を必要とする大事業が目白押しにありますが、依然厳しい財政状況です。少しでも、収入を得る方法を考えなければなりません。知立市でも始めているか知りませんが、ふるさと納税を提案します。近くのH市では、すでに多額の納税の申し込みを受けているとの事。全国に知立市のPRにもなり、税の控除も受けられる特点もあります。市幹部及び市議会議員のお考えを聞きたい。</p>	
6	<p>平成26年4月より、ふるさと納税申出者に対し、記念品(抹茶茶碗)を進呈しており、市のホームページにおいても紹介しています。ご指摘のとおり財源確保のほか、市外住民へ当市をPRする手段の一つとしても重要であると考えています。近隣市の状況を踏まえ、ふるさと納税について今後再検討を行い、充実を図っていくことを予定しています。</p>
	<p>回答所管課 企画政策課</p>

<p>Q. 河川の（逢妻川）中州、常に水の流れるところに、柳95%桑5%（ほか）が鳥のフンによって種を落す。市内全体近年100年に一度程降る、100mm（時）水の流れをよくしたい。市内で生える木を区長会を通じて切って頂きたい。一ヶ月程前に秘書課（市長）に断られた。</p>	
7	<p>回答所管課 協働推進課 土木課</p> <p>【協働推進課】 区長会を通じて市内に生える木を切って欲しいとのことですが、一般家庭の所有する木々などは所有者の財産にあたり、区長会から所有者に対して切ってもらうよう指導することはできません。</p> <p>【土木課】 ご意見のありました逢妻川につきましては、愛知県が管理しています二級河川でありますので、県にその旨要望していきたいと考えています。また『河川内の水の流れを阻害している立木等を伐採したい、水の流れをよくしたい』につきましては、市が管理しております準用河川の8河川においては、川底部分の草刈りや浚渫及び河川内に生えている立木について、現場状況を確認のうえ予算の範囲内において順次実施していきたいと考えております。</p>

<p>Q. 【校庭の犬の散歩の件】 私は教育の場である校庭には犬の散歩は許してはいけないと考えている。しかし、市長・教育長・学校長も犬にリードを付けた愛犬家の散歩は許すと言う態度でした。それが駄目と言いたい。（10/16広報の件）</p>	
8	<p>回答所管課 学校教育課</p> <p>知立市環境美化推進条例が平成23年10月1日に施行されて以来、愛犬家の方々のマナーが格段に向上し、市内各地で犬の糞の放置が減っていると認識しております。</p> <p>とりわけ、各学校のグラウンドにおいては、犬の散歩者を見かけることも少なく、また、糞の放置の報告も受けておりません。しかしながら、「知立市環境美化条例」の「5 土地の管理」については、「管理者が廃棄物や雑草などを放置することにより周辺の環境を損なわないようにしなければなりません。」とあります。ですから、飼い犬などペットのふんで学校を汚す行為に対しては注意をするようにしますが、犬を連れて散歩をしているだけの方に対して注意を与えるというのは難しいと考えております。</p> <p>よって、今後も、愛犬家の方々のマナーや意識に訴えつつ様子を見守りたいと考えております。</p>

<p>Q. 【H27年度からはじまる子ども・子育て新制度について】 子ども・子育て新制度では、地域型保育事業が来年度から始まります。保育士資格のない方（市の研修を受ける。）でも、働くことができると聞いています。市の研修は具体的には、どのような研修を考えておられますか？条例では、どのようになっていますか？</p>	
9	<p>回答所管課 子ども課</p> <p>地域型保育事業において、家庭的保育事業及び小規模保育事業C型では家庭的保育者、家庭的保育補助者として、小規模保育事業B型、小規模型事業者内保育事業及び居宅訪問型保育事業では保育従事者として、保育士資格がなくても保育をする人として働くことができますが、いずれも一定の研修を必要とします。 条例では、家庭的保育者、家庭的保育補助者、保育従事者の研修を「市長が行う研修（市長が指定する都道府県知事その他の機関が行う研修を含む。）」としています。 現在、知立市では研修を実施していませんが、市単独での実施ではなく県等で行われる研修への参加をしていただく等、今後、国県の動向をみて考えていきます。</p>

<p>Q. 【市の条例について】 小規模保育事業の市の条例は、国の基準より知立市保育基準が高くなることはありますか？子どもが健やかに育つためには、高い基準が必要です。よろしくお願いします。</p>	
10	<p>回答所管課 子ども課</p> <p>平成26年度市議会9月定例会において制定しました知立市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例では、保育所型事業所内保育事業所の乳児室の面積について、国基準児童1人につき1.65㎡となっているところ、市の基準では児童1人につき3.3㎡としています。ほかは国基準どおりです。</p>

<p>Q. 【生活保護家庭の実態（知立市における）】 知立市は他市にくらべ、生活保護家庭が多いと聞くが、実態はどうか。（460世帯？） 子供手当を受ける外国人の子供で本国に住む子女への手当の状況を知りたい。</p>	
11	<p>回答所管課 福祉課</p> <p>平成26年7月1日現在418世帯（588名）知立市での生活保護受給者です。保護率としては0.833%です。近隣市と比較して生活保護世帯の割合は高くなっています。</p>

<p>Q. 【各団体に対する補助金について】 公園愛護会は年3万数千円で委託。私達は週2回の清掃・1回トイレ清掃している。南スポーツクラブは12万円をいただいている。清掃に6万円、鍵の管理に6万円いただいているか？</p>	
12	<p>回答所管課 都市計画課 生涯学習スポーツ課</p> <p>【都市計画課】 愛護会の目的は、市が設置する公園等がいつもきれいで、利用者が安全で楽しく利用できるように、知立市と愛護会が協力して維持管理を行なうことにより、公共施設への愛護、関心を深めることを目的としています。 活動内容については、清掃、除草、便所掃除（便所のある公園）、遊具等施設の点検などを月2回行なうようお願いしています。 報償金は、知立市公園等愛護会維持管理要領第6条第2項に基づき、各団体の活動規模に応じて、年2回に分けて交付しています。平成26年10月31日現在で公園等愛護会団体は67団体あり、報償金の平均は約4万円程度となっています。</p> <p>【生涯学習スポーツ課】 市は、みなみスポーツ・文化クラブに対し、北林運動広場の管理に関し、委託契約を締結し、年間12万円の委託料を支払っております。鍵については北林運動広場の管理のために鍵を渡しており、利用のための貸し出し用の鍵ではないので、鍵の管理料は支払いしておりません。 委託の内容としては広場やトイレの清掃だけでなく、フェンス、橋脚、桁、排水施設等の欠損、腐食、亀裂、変色、錆、落下物、落書きの点検のほか、雑草の除去、不法投棄、不法駐車、不法占用などの監視もしております。点検は点検チェックシートに基づき行い記録するものとなっております。毎月報告をしていただいております。管理する場所が国土交通省から借用している場所であり、道路構造物の高架下という特殊な所だけに、委託料に関しては妥当な額と判断しております。</p>

<p>Q. 【下水道の整備について】 下水道の工事が、市街化区域にあるも事業予定のない場所があるが、都市計画税の納付だけで将来のないのは不思議であると思います。</p>	
<p>13</p> <p>回答所管課 下水道課</p>	<p>知立市ホームページに掲載されております、「下水道工事の施工予定及び供用開始区域図」では供用開始区域及び工事予定区域（平成29年度予定まで）を示す着色しかされておらず市街化区域でありながら無色の地域があることからのご質問であると理解し、回答させていただきます。</p> <p>現在、知立市が下水道整備を予定している区域の面積は1,154ha（図面に示す全体計画区域界）です。これには、市街化区域1,080haを全て取り込んでいます。</p> <p>下水道の整備には、膨大な事業費がかかるため、国や県より補助金を頂きながら実施していますが、なかなか進まないのが現状です。併せて、下水道法の手続きが必要で、その手続きを済ませた区域が平成29年度までの整備予定区域になります。</p> <p>下水道整備につきましては、毎年着実に進めております。しかしながら、地域により整備時期に差を生じてしまうことは避けることができません。</p> <p>いずれにしましても将来的には、全ての市街化区域に下水道は整備されますので、ご理解をいただきたいと思います。</p>

<p>Q. 【”碧海5市”合併について】 現状の知立市では、人口や税収など将来に一抹の不安があると思う。出来るなら合併をして安定した住民として暮らしたいが？</p>	
<p>14</p> <p>回答所管課 企画政策課</p>	<p>碧海5市に合併による「碧海市」構想は平成の大合併の時期に検討されましたが、現在は進展していない状況にあります。</p> <p>しかしながら、今後少子高齢化が進行し、人口減少が見込まれるなど、本市単独では対応の難しい問題や周辺自治体との連携により効率的に・効果的に実施できる課題に関しては、広域的な視野に立った行政運営を拡大していくことが求められています。</p> <p>碧海5市では衣浦東部広域行政圏協議会が昭和56年4月1日に発足して以来現在まで「衣浦東部広域行政圏計画」のもと、魅力ある圏域づくりを進めてまいりました。また「定住自立圏構想」が平成21年4月から全国展開し、現在、各地で取り組みが進んでいます。この地域では刈谷市を中心市とし、高浜市、東浦町、知立市を周辺市として構成された衣浦定住自立圏が形成され、地域医療連携をはじめとする各分野において連携を図っています。</p> <p>今後も健全な財政運営を図るとともに、近隣自治体やそれ以外の他の自治体との連携を推進していき魅力あるまちづくりを目指します。</p>

<p>Q. 【市の予算について】 予算案等をみていると、毎年ごとに市債残高が増え、遂に今年度は270億円とも判断するが！！ この市債を子や孫に残して、自分たちは”ハイサイナラ”と言うことで知立市は良くなるのか。 どうして返えしていくのか、聞きたいぞ！！</p>	
15	<p style="text-align: center;">回答所管課 企画政策課</p> <p>平成25年度決算における地方債現在高（普通会計）は164億9,412万7千円、公債費負担比率は9.2%となっております。この公債費負担比率については、一般的には財政運営上、15%が警戒ライン、20%が危険ラインとされており、15%の警戒ラインには到達していないというものの、ご指摘のとおり。年々起債残高が増加している状況であります。</p> <p>当市においては今後も知立駅周辺区画整理事業や知立連続立体交差事業等の大規模事業を抱える中で、公債依存度は高まっていくものと危惧しております。こうした危機感を十分に認識し、積極的な歳入の確保、更なる行財政改革の推進を図り、将来に負担を残すことのないように、計画的な財政運営に努めてまいります。</p>

<p>Q. 【知立市財政について】 ①知立市は収入の約9%が市債となっているが、これまでの累積市債総額はいくらか。 ②歳出の「公債費」というのは市債の換りかえ分と利子支払分ということか。 ③今後どのようにこの借金を返してゆく予定なのでしょう。</p>	
16	<p style="text-align: center;">回答所管課 企画政策課</p> <p>①平成25年度決算における地方債現在高（普通会計）は、164億9,412万7千円となっております。 ②「公債費」については、償還元金及び償還利子となります。 ③積極的な歳入確保、更なる行財政改革の推進を図ってまいります。</p>

Q. 【教育、子どもの貧困問題について】

日本の子どもの貧困率は16.3%。6人に1人といわれる。OECD加盟国内できわ立って高い。知立市の現状はどうか。現状の把握と共に具体的な対策が早急に求められる。

子どもの成長にとって健全な教育環境を整えることは、学力向上、いじめ、非行防止の上でも大切なことである。是非議会で対策について十分な議論を期待したい。

17

回答所管課
学校教育課

貧困率については調査しておりません。
小中学校に通う子どもがいる経済的に苦しい家庭に対しては、就学援助を実施しています。
その推移を見ていますと、平成23年367名（5.9%）、平成24年度404名（6.6%）、平成25年度415名（6.7%）と少し増加傾向にあります。
具体的な対策については、各小中学校の校務主任で組織する「学力向上推進委員会」でこうした問題に対する対応を検討しています。
また、市では「市費負担教員（常勤）」や「きめ細かな指導対応教員（非常勤）」を配置して少人数学級指導を充実することにより、一人一人の学力を保証し、不登校やいじめ、非行を防止するきめ細かな指導を推進しています。また、各小中学校にサポート教員を配置し、対象となる個別の児童生徒に寄り添って指導したり相談したりできる体制を整えています。
さらに、学校関係者や教育関係者、相談施設関係者、警察関係者、地域住民代表等で組織する「不登校いじめ未然防止対策協議会」で、今後こうした問題についての対応を図っていきたいと考えています。